

(別紙1)

○ 特定健康診査の概要

目 的	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。
実施者	医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）
対象者	本計画においては、40 歳から 74 歳までの被保険者・被扶養者を対象にしております。
健診内容	《必須項目》 ○ 質問票（生活習慣病の既往歴、喫煙習慣、生活習慣をお訊ねします。） ○ 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲） ○ 診察 ○ 血圧測定（収縮期、拡張期） ○ 尿検査（尿糖、蛋白） ○ 血液検査 ・ 血糖値（HbA1c） ・ 血中脂質（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール） ・ 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP） 《医師が必要と認めた場合に追加する項目》 ○ 貧血検査 ・ 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者 ○ 心電図検査 ・ 当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧が 90mmHg 以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者 ○ 眼底検査 ・ 当該年度の健診結果等において、血圧が、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上のいずれかの基準又は、血糖の値が空腹時血糖 126mg/dl 以上、HbA1c（NGSP）6.5%以上、随時血糖 126 mg/dl 以上のいずれかの基準に該当した者 ○ 血清クレアチニン検査 ・ 当該年度の健診結果等において、血圧が、収縮期血圧 130mmHg 以上若しくは拡張期血圧 85mmHg 以上のいずれかの基準又は、血糖の値が空腹時血糖 100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP）5.6%以上、随時血糖 100 mg/dl 以上のいずれかの基準に該当した者 医師が必要と認めた場合とは、基準に該当した受診者のうち、性別や年齢等を踏まえ、医師が個別に必要と判断した場合です。また、他の医療機関において実施した最近の検査結果が明らかで、再度の検査が必要ないと判断された場合や現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている場合についても現在の状況を踏まえ、医師が個別に必要性を判断します。また、健康診査結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された場合は、受診勧奨を行います。 ※ 後期高齢者医療制度においては、「後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされています。（「高齢者の医療の確保に関する法律」第 125 条）
検査場所	保険者等が指定する医療機関及び集団健診